

JIS

組織培養用培地（最小必須培地）

JIS K 3604⁻¹⁹⁹⁰

(2006 確認)

平成 2 年 9 月 1 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

化学分析部会 バイオテクノロジー専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	鈴木周一	埼玉工業大学工学部
	川瀬晃	工業技術院化學技術研究所化學標準部
	山内愛造	工業技術院纖維高分子材料研究所素材合成部
	太田隆久	東京大学農学部
	遠藤勲	理化研究所化學工学研究室
	大熊道雄	横浜国立大学工学部
	増田優	通商産業省基礎産業局
	長沢勝利	財団法人バイオインダストリー協会
	白木勝	工業技術院微生物工業技術研究所
	細川幹夫	工業技術院標準部
	角田勝	三菱化成株式会社ライフサイエンス室
	三木敬三郎	東亜燃料工業株式会社基礎研究所
	池永裕	キリンビール株式会社研究開発部
	安田武夫	ライフエンジニアリング株式会社
	西野賢貴	東レ株式会社東京本社研究開発企画部
	坂田衛	株式会社島津製作所東京分析センター計測事業本部
	島田光太郎	合同酒精株式会社研究開発部
	仲恭寛	天野製薬株式会社研究開発部
	中島和男	宝酒造株式会社バイオインダストリー部
	倉林肇	住友ベークライト株式会社医療機器事業部
	緒田原蓉二	株式会社日立製作所システム事業部
(事務局)	吉村大輔	工業技術院標準部纖維化學規格課
	山本健一	工業技術院標準部纖維化學規格課

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 2.9.1

確認：平成 8.1.1

官 報 公 示：平成 8.1.4

原案作成協力者：財団法人 バイオインダストリー協会

審議部会：日本工業標準調査会 化学分析部会（部長 鈴木周一）

審議専門委員会：バイオテクノロジー専門委員会（委員長 鈴木周一）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

組織培養用培地（最小必須培地）

K 3604-1990

(1996 確認)

Medium for tissue culture (minimum essential medium)

1. 適用範囲 この規格は、バイオテクノロジー関連分野において、動物組織・細胞を培養するときに用いる粉末培地のうち、イーグルの開発した最小必須培地（以下、粉末培地という。）の系統について規定する。

備考1. この規格の引用規格は、付表1に示す。

2. この規格の中で{ }を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって参考として併記したものである。

2. 共通事項 化学分析について共通する一般事項は、JIS K 0050による。

3. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、JIS K 0211及びJIS K 3600によるほか、次のとおりとする。

(1) **滅菌** 対象物中のすべての微生物（ただし、ウィルスを除く。）を殺滅又は除去すること。

(2) **純水** 再蒸留水又はそれに準じるもの。例えば逆浸透膜に通した水をイオン交換樹脂に通したもの、イオン交換水を蒸留したものなど。

4. 種類及び組成

4.1 粉末培地の種類 粉末培地の種類は、組成及び滅菌の適性によって表1のとおりとする。

表1 粉末培地の種類

種類		備考
アール系	ろ過滅菌用	主として5%二酸化炭素、残部空気相下で使用する目的で開発されたアールの炭酸水素系緩衝液を用いて調製されるもの。
	高压蒸気滅菌用	
ハンクス系	ろ過滅菌用	主として空気相下で使用する目的で開発されたハンクスのりん酸系緩衝液を用いて調製されるもの。
浮遊細胞系	ろ過滅菌用	カルシウム塩を添加せずに浮遊培養可能としたもの。
	高压蒸気滅菌用	

4.2 粉末培地の組成 粉末培地の組成は、表2のとおりとする。